

丹生俣地区（三重県津市美杉町）の概要

2014年 映画『WOOD JOB！～神去なあなあ日常～』のロケ地として有名

人口	世帯数	面積	65歳以上の割合
174人	82世帯	12.35km ²	61.4%

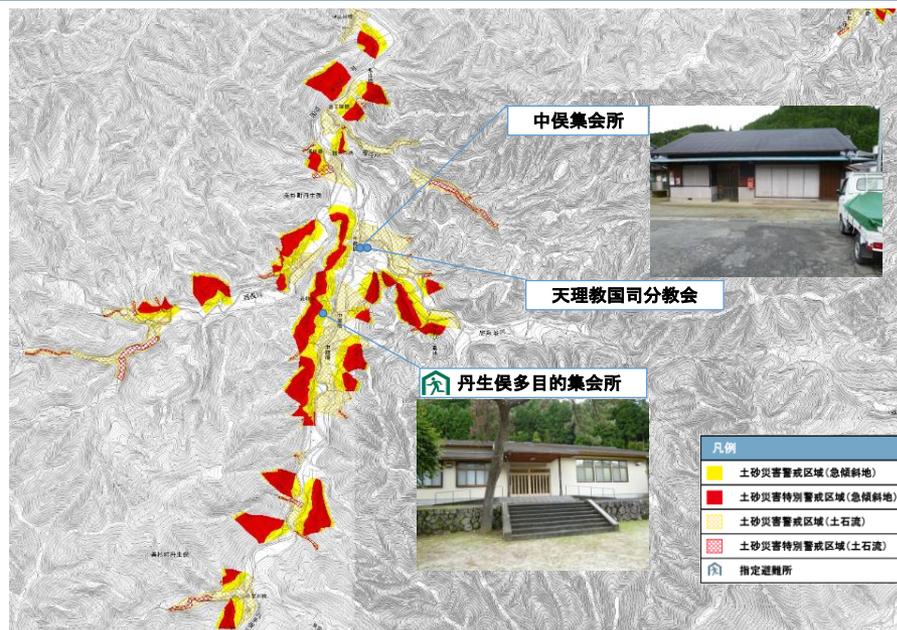
(平成28年2月1日現在)

地区の特徴

- ・津市の一番南に位置する美杉地域(旧美杉村)の南部に位置
- ・美杉町丹生俣地区の特性としては、面積のほとんどが森林であり、主要道路の422号と1級河川八手俣川沿いに集落が点在している過疎地域
- ・高齢化率も60%を超え、地域コミュニティ活動が困難
- ・主要道路422号が寸断されれば、地域が孤立
- ・指定避難所「丹生俣多目的集会所」が土砂災害警戒区域にかかっていることが判明

過去の災害経験

- ・昭和49年の熱帯低気圧による大雨で、土石流による家屋の全壊があり死者が発生



丹生俣地区防災計画作成のこれまでの取組（1）

防災力アンケート調査の実施

- ・実施時期 : 平成27年8月中旬～8月末
- ・アンケート対象 : 丹生俣地区世帯(実世帯数77世帯)
- ・回収率 : 98.7%(回答世帯数76世帯)
- ・回収方法 : 消防職員による聞き取り調査(訪問配布、回収)

防災力アンケート調査結果

調査項目	調査結果
家族構成及び年齢	・65歳以上の高齢者がおよそ60%を占める
自宅での備えについて	・土砂災害に対して危険な就寝位置で寝ている ・家具の転倒防止対策率が低い
災害用備蓄品について	・非常持ち出し品準備はおよそ半数が準備している ・食糧・飲料備蓄は7日程度準備している世帯が半数ある
避難について	・8割が避難先は避難所と認識しており、歩いて避難するとしている ・避難勧告発令時に避難することは半数が不安と認識している
避難行動要支援者対策について	・潜在的要援護者は多く、具体的な支援が必要であると考えている ・避難行動要支援者名簿に対する意識が低い
災害に関する知識について	・危険箇所をハザードマップ等で確認、認識している ・情報入手手段は防災行政無線とエリアメールを利用している
地域・取組への参加状況について	・防災の勉強経験は半数だが、参加意識は高い

【主要メンバー】

区長
木地屋自治会長
宮垣内自治会長
中俣自治会長
西俣自治会長
下組自治会長
美杉方面団第6分団長
美杉分署長
津市



丹生俣地区防災計画作成のこれまでの取組（２）

全体ワークショップの開催（H27.10.20）

地区住民を対象とした講演会

テーマ「平成27年台風第11号、15号、18号の対応と丹生俣地区の避難所等の現状と課題」

美杉総合支所地域振興課 危機管理担当副参事 水谷 明 氏

テーマ「丹生俣地区防災力アンケート結果と丹生俣地区における取るべき対応」

三重大学大学院工学研究科 准教授 川口 淳 氏



地区の課題及び考えられる対応策

- ・避難所や避難経路が土砂災害警戒区域にかかるため、どのように安全を確保するか
⇒ 地域の中で避難先の優先順位を決める。地区の独自の避難ルールを決める。
 - ・防災行政無線、エリアメール等により情報提供を行い早期避難を呼びかける。
- ・一人でも避難できる人に対する早期避難をどのように進めるか
⇒ 津市（総合支所）は、早めに避難準備情報等を発令。
- ・「丹生俣多目的集会所」が使えない場合、安全な場所に避難する方法はないか
⇒ 地区独自に一時的に避難する場所、安全と思われる場所、空家の活用等を検討。

地区の主要メンバーによるワークショップ（H27.12.18、H28.1.27）

地区の避難先（時間軸別4段階避難）

- ① 台風接近前の避難 親類や友人宅へ、福祉施設の活用も検討
- ② 台風接近直前の避難 市の指定避難所へ、丹生俣多目的集会所も中継所として活用
- ③ 避難勧告等発令時 中俣集会所や天理教国司分教会へ
- ④ 八手俣川増水時 浸水のおそれのないより高いところにある空家へ

避難時のルール

- ・避難時に避難先を隣近所に連絡、連絡を受けた住民は自治会（自主防災協議会）会長へ報告
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難
- ・自治会（自主防災協議会）会長は、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認



全体ワークショップの開催（H28.2.12）

地区住民を対象とした検討会

- ・丹生俣地区土砂災害避難計画（案）について
自治会単位で、避難時のルール、避難場所、連絡体制について意見交換



丹生俣地区の避難先と避難時のルール

①台風接近前の避難

- ・親類や友人宅等の安全な場所(土砂災害警戒区域にかからない場所)へ早期に避難
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、福祉施設を活用するなどし、特に早期に避難

②台風接近直前の避難

- ・時間に余裕がある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定避難所へ避難しましょう。
- ・丹生俣多目的集会所については、土砂災害警戒区域にかかることから大雨警報(土砂)発表時には、避難所として開設しないが、地域の拠点となる施設であることから、安全な避難先へ避難する前の中継所として活用します。

③避難勧告等発令時

- ・土砂災害警戒区域外の指定避難所へ避難することが困難な場合は、中俣集会所や天理教国司分教会へ避難

④八手俣川増水時

- ・浸水のおそれのないより高いところにある空家へ

避難時の ルール

- ・避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告します。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難します。
- ・自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認します。
- ・避難支援する際には、要支援者に対して、複数の支援者で対応するように予め決めておきます。